

令和 6 年度沖縄県競技力向上対策基本方針

令和 6 年 2 月 14 日

公益財団法人沖縄県スポーツ協会
競技力向上対策委員会

1. 目 標

本県選手が国民スポーツ大会をはじめとする全国大会や国際大会等で活躍することは、県民、特に青少年のスポーツに対する意欲を高め、スポーツの普及・振興を推進するとともに、明るく豊で活力に満ちた社会の形成に寄与するものである。

そのようなことから、県民に明るい話題を提供し、青少年に夢と希望を与えることができるよう、トップレベルの選手育成事業を進めることで、日本を代表し、国際的に活躍できる全国トップレベルの選手を育成する。また、国民スポーツ大会の男女総合成績において、安定的に 30 位台が達成できるよう、各競技団体をはじめとする関係団体と連携し、得点可能な競技の重点強化を行なう。

国民スポーツ大会の成績の向上を図るためには、九州ブロック大会の代表権獲得数を増やすことが重要な課題であり、選手強化費配分計画の見直しを含め、競技力向上対策基本方針の抜本的な改革を行なうために、関係機関等との連携・協力の下、他県競技力調査に取り組み、多くの競技において代表権獲得を目指す。

さらに、全国高等学校総合体育大会をはじめとする全国大会等において、優秀な成績を収めるため、指導者の養成等、各種強化事業を積極的に展開する。

第 44 回九州ブロック大会(宮崎県開催)目標

各競技団体と連携し、国民スポーツ大会の成績の向上を図るため、「第 44 回九州ブロック大会」の対策を早期に行ない、下記の目標達成に努め、「佐賀国スポ」の成績向上をめざす。

※ 代表権獲得数 20 競技、35 種別・種目以上

第 78 回国民スポーツ大会(佐賀国スポ)目標順位

各競技団体と連携し、得点可能な競技の重点強化等を行ない、総合成績 30 位台を達成できる競技力の向上をめざし、下記の目標達成に努める。

※ 目標順位 30 位台

※ 得 点 800 点 (競技得点 400 点 参加得点 400 点)

2 方針

- (1) 国民スポーツ大会を最も重要な大会と位置づけ、目標の達成を目指すとともに、各競技団体との連携を強化し事業の実施にあたる。
- (2) 2034年(令和16年)の2巡目国スポの本県開催を見据えた選手強化のさらなる充実に向けて、関係機関との連携を深める。
- (3) 各競技団体において、一貫指導システムの整備に努めるとともに、加盟団体・中高体連・大学等関係機関と連携し、スポーツ医・科学の積極的な活用を促進する。
- (4) 競技力の維持・向上を図るため、トップレベル選手育成、指導者対策、ジュニア強化対策等の事業を実施する。
- (5) スポーツ医・科学委員会と連携し、スポーツ医・科学の積極的な活用を促進する。
- (6) 各競技団体各自が企画提案した競技力向上対策事業を展開し競技力向上を図る。
- (7) 国際大会で活躍できる、沖縄県出身選手輩出に向けた取り組みを行う。
- (8) 国民スポーツ大会で活躍の期待される県内大学及びクラブチーム等への支援を行なう。
- (9) 国民スポーツ大会ふるさと選手制度の活用を促進し、国民スポーツ大会の男女総合成績30位台が達成できるよう支援する。

3 対策

(1) 第78回国民スポーツ大会(佐賀国スポ)選手強化

ア 最重点強化・・・高得点が期待でき、本県の中核となる競技について最重点強化を図る。

(過去5年間の得点 150点以上) (2競技)

・ウエイトリフティング ・なぎなた

イ 重点強化・・・過去5年間の得点実績に基づき、入賞が期待できる有望競技、種別(種目)について重点強化を図る。

① 重点強化A (過去5年間の得点 149～100点) (2競技)

・レスリング ・軟式野球

② 重点強化B (過去5年間の得点 99～50点) (7競技)

・ボウリング ・陸上競技 ・ボクシング ・バレーボール
・ハンドボール ・弓道 ・ライフル射撃

③ 重点強化C (過去5年間に得点した競技) (10競技)

・水泳 ・セーリング ・カヌー ・テニス ・自転車
・ソフトテニス ・ソフトボール ・空手道 ・銃剣道 ・ゴルフ

- ④ 一般強化 上記以外の競技(種別)についても強化する (20 競技)
- ウ 県外チーム強化試合
県外派遣や強豪チームを招待して強化試合を行ない、強化を図る。
- エ 条件整備
 - ① 必要に応じて、国スポ強化選手・チームの練習場の確保及び使用料等 について関係機関と調整を行なう。
 - ② 国民スポーツ大会及び九州ブロック大会選手のスポーツ傷害保険加入。
- オ 情報収集及び戦力分析
 - ① 県内外の各種大会や強化合宿等において、各種競技団体毎に国スポ選手の競技力調査及び激励を行ない、選手・監督の士気の高揚を図る。
 - ② 競技力先進県の情報を収集して、本県の競技力向上に資するとともに、九州ブロック及び全国の競技力についても戦力分析を行い、国民スポーツ大会の予想得点や目標順位の設定が、より正確にできるようにする。
- カ 優秀選手の確保
高等学校及び大学等を卒業する優秀選手の動向について早期に情報を収集しふるさと選手活用等をとおし、県内定着のための方策を講ずる。

(2) トップレベルの選手育成事業

- ア 優秀選手の奨励
オリンピック・パラリンピック大会、アジア大会、世界選手権大会、ユニバーシアード大会等の日本代表選手へ奨励金を交付する。
- イ ワールドクラスアスリート育成強化事業
オリンピック・パラリンピック大会、アジア大会、世界選手権大会、ユニバーシアード大会等で活躍できる、多くの県出身選手を輩出するため、トップアスリートの育成強化を図る。

(3) 指導者対策事業

- ア 競技力向上対策研修会
中・高及び各競技団体の強化担当者が一堂に会し体育・スポーツ指導に関する研修会を行うことで、スポーツ活動(部活動含む)の適正化及び競技力の向上を図る。
- イ トップコーチの招聘
県外から優秀なコーチを招聘し、指導者の資質を高める。
- ウ 指導者の県外研修派遣
中・高校・一般の優秀な指導者を中央研修会や全国大会等に派遣し、新

- しい指導方法の研究及び指導体制の向上を図る。
- エ 国スポ監督及び各競技団体の強化担当者を招いて、過去5年間の得点実績に基づき競技団体が指導や練習方法の実践、講習を行なう事でお互いの意識の高揚を図る。

(4) ジュニア強化対策事業

- ア 中学生地区別強化 6地区
・国頭地区・中頭地区・那覇地区・島尻地区・宮古地区・八重山地区
- イ 中学校専門部強化 10専門部
全国大会及び九州大会の県内開催を予定している中学校の専門部を、開催2年前から開催当年まで指定するとともに、全国及び九州大会で優秀な成績を収めた専門部を指定し、強化を図る。
- ウ 優秀選手の確保
中・高校生の優秀選手の県外流出を防止するため、中体連・高体連、競技団体の連携を強化し県内定着のための方策を講ずる。

(5) スポーツ医・科学委員会との連携

スポーツ医・科学委員会と連携し、「スポーツ医・科学サポートプログラム」の実施を補助するなど積極的な活用を促進する。

(6) 企画提案型競技力向上対策事業

各競技団体が中長期的な視点で主体的に取り組むことで、これまでの競技力向上対策に関する計画の改善や、各競技団体特有の課題解決に向けた取り組みをしていく課程の中で、競技力向上に向けた積極的な取り組みが推進され、各競技団体の意識の向上や自立が図られる。また、国民スポーツ大会の男女総合成績で、安定的に30位台を達成するために、多くの競技でトップレベルの選手育成ができるよう、事業の拡充を図る。

(7) 全国大会等運営条件整備

全国トップレベルの競技大会を本県開催することにより、県競技団体の大会運営能力の向上及び県内選手の競技力向上を図る。

(8) 県内大学・クラブチーム等支援

県内の大学及びクラブチーム等の国民スポーツ大会正式競技で本大会

にて活躍が期待される競技について協力支援をおこない、成年種別の競技力維持向上を図る。

(9) 高等学校強化推進運動部指定校との連携

国スポ競技種別において少年に属する高校生について、県教育庁保健体育課の取り組みである高校生の競技力向上対策と連携を図り少年種別の競技力向上を図る。

(10) 競技団体組織体制の効率化

競技団体における事務担当と強化担当を分業することで、選手強化に集中した競技力向上を図るとともに競技団体組織体制の効率化を図る。

(11) 国民スポーツ大会ふるさと選手制度活用促進事業

各競技団体から県外で活躍している県出身の有力選手へ、沖縄県のふるさと選手として出場できるよう積極的に働きかけ、国民スポーツ大会において得点力が向上するよう支援する。

令和6年度沖縄県競技力向上対策事業費

令和6年2月14日
公益財団法人沖縄県スポーツ協会
競技力向上対策委員会

競技力の維持向上対策事業費 61,088千円

1 国民スポーツ大会の選手強化費 25,716千円

(1) 競技団体選手強化費 24,385千円

令和6年度沖縄県競技力向上対策方針をふまえ、得点可能な競技種別に重点的に配分する。

- ① 「鹿児島国体」における競技得点配分
1点=20,000円 14競技(357点) 7,140,000円
- ② 得点実績に基づく傾斜配分 5,545,600円
 - ア 最重点強化競技 2競技
県外合宿 3泊4日(1人当たり72,400円)×1回
県内合宿 3泊4日(1人当たり18,000円)×3回
 - イ 重点強化競技A 2競技
県内合宿 2泊3日(1人当たり12,000円)×4回
 - ウ 重点強化競技B 7競技
県内合宿 2泊3日(1人当たり12,000円)×2回
 - エ 重点強化競技C 10競技
県内合宿 2泊3日(1人当たり12,000円)×1回
- ③ 一般配分 41競技 11,136,000円
 - ア 41競技831人に、日帰り強化費1人当たり4回分を配分する。
 $831人 \times 1,500円 \times 4回 = 4,986,000円$
 - イ 国体参加全競技に、参加得点費150,000円を配分する。
 $41競技 \times 150,000円 = 6,150,000円$
- ④ 特別配分として必要と認める競技に補助する。4競技(563,600円)

(2) 県外チーム強化試合 500千円

県外派遣や強豪チームを招待して強化試合を行い、強化を図る。

(3) 条件整備 831千円

国民スポーツ大会及び九州ブロック大会選手のスポーツ障害保険料の補助

- 2 **トップレベルの選手育成事業 3,700 千円**
- (1) **優秀選手の奨励 2,500 千円**
オリンピック・パラリンピック大会、アジア大会、世界選手権大会、ユニバーシアード大会等の日本代表選手へ奨励金を交付する。
- (2) **ワールドクラスアスリート育成強化事業 1,200 千円**
オリンピック・パラリンピック大会、アジア大会、世界選手権大会、ユニバーシアード大会等で活躍する多くの県出身選手を育成するため、トップアスリートの育成強化を図る。
- 3 **指導者対策事業 1,489 千円**
- (1) **競技力向上対策研修会等 689 千円**
中・高及び各競技団体の強化担当者が一堂に会し体育スポーツ指導に関する研修会を行うことで、スポーツ活動（部活動含む）の適正化及び競技力の向上を図る。
- (2) **トップコーチ招聘事業 800 千円**
県外から優秀なコーチを招聘し、指導者の資質を高める。
- (3) **指導者の県外研修派遣（競技力向上対策調査費に含む）**
中・高校・一般の優秀な指導者を中央研修会や全国大会等に派遣し、新しい指導方法の研究及び指導体制の向上を図る。
- 4 **ジュニア強化対策事業 2,500 千円**
- (1) **中学生地区別強化 1,600 千円 中体連**
中体連6地区において、優秀選手の発掘及び育成を図る。
- (2) **中学校専門部強化 900 千円 中体連10 専門部**
全国大会及び九州大会の県内開催を予定している中学校の専門部を、開催2年前から開催当年まで指定するとともに、全国及び九州大会で優秀な成績を収めた専門部を指定し、強化を図る。
- 5 **スポーツ医・科学委員会との連携 900 千円**
スポーツ医・科学サポートプログラム事業
スポーツ医・科学委員会と連携し、「スポーツ医・科学サポートプログラム」を実施するなど積極的な活用を促進する。
- 6 **競技力向上対策調査 883 千円**
- (1) **情報収集及び戦力分析**
- ① 県内外の各種大会や強化合宿等において、競技団体毎に国スポ選手の競技力調査及び激励を行い、選手・監督の士気の高揚を図る。
- ② 競技力先催県の情報を収集して、本県の競技力向上対策に資するとともに、九州ブロック及び全国の競技力についても戦力分析を行い、国民スポーツ大会の予想得点や目標順位の設定が、より正確にできるようにする。

- 7 **企画提案型競技力向上対策事業 22,400 千円**
各競技団体独自で企画提案した競技力向上対策事業を展開し競技力向上を図る。
- 8 **全国大会等運営条件整備 1,000 千円**
県競技団体の大会運営能力の向上及び県内選手の競技力向上を図るため、全国トップレベルの本県競技大会開催を支援する。
- 9 **県内大学・クラブチーム等支援 1,000 千円**
県内の大学及びクラブチーム等の国民スポーツ大会正式競技で本国スポにおいて活躍の期待のある競技について協力支援をおこない、成年種別の競技力維持向上を図る。
- 10 **国民スポーツ大会ふるさと選手制度活用促進事業 1,500 千円**
各競技団体から県外で活躍している県出身の有力選手へ、沖縄県のふるさと選手として出場できるよう積極的に働きかけ、国民スポーツ大会において得点力が向上するよう支援する。

公益財団法人沖縄県スポーツ協会競技力向上 対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人沖縄県スポーツ協会理事長(以下「理事長」という。)は、本県スポーツの振興と県民の健康、体力の増進を図るため、公益財団法人沖縄県スポーツ協会に加盟し、かつ、国民体育大会開催競技団体、沖縄県中学校校体育連盟が行う競技力向上対策事業に要する費用に対し、この要綱の示す範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象団体及び補助事業経費等)

第2条 補助対象団体・事業細目・補助対象経費は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、事業に着手しようとする日の20日前までに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、その提出期限を変更することができる。

- (1)事業計画書
- (2)収支予算書
- (3)その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 理事長は、前条により補助金交付申請書の提出があった場合はその内容等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは補助金の交付額を決定し、補助金交付決定通知書(第2号様式)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の請求をしようとするときは、補助金請求書(第3号様式)を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは補助金を交付する。
- 3 補助事業者から補助金の概算払いの請求があった場合には、概算で支払うことができるものとする。

(計画変更の承認)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は、補助事業計画変更承認申請書(第4号様式)を理事長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

- (1)補助金の額に影響を及ぼさない範囲内で事業内容の変更をする場合
- (2)事業細目ごとに配分された補助対象経費を細目間において2割以内の変更をする場合

(補助金の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業の中止(廃止)承認

申請書(第5号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助金交付の目的及び交付決定の内容並びにこれに付した条件に従い善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は、年度末のいずれか早い日までに補助金実績報告(第6号様式)を理事長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 理事長は、前条により報告を受けた場合、報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実績が補助金の交付決定の内容、及びそれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。(第7号様式)

(決定の取消し)

第11条 理事長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用をし、その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の事業と区別できるよう補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額については、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(要綱の変更)

第13条 この要綱は、理事会の承認を得て変更することができる。

附 則

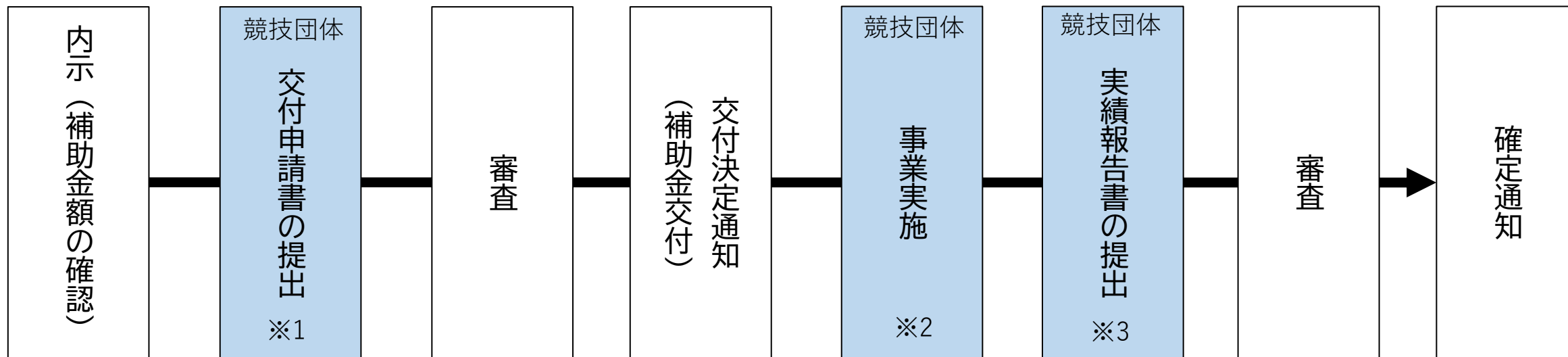
- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年度予算から適用する。
- 2 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算から適用する。
- 3 この要綱は、平成23年5月12日から施行し、平成23年度予算から適用する。
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

事業名(競技力向上対策事業)

補助対象団体	事業細目	補助対象経費
競技団体	選手強化事業	<p>1. 選手強化(合宿・県外交流試合等)に要する選手及び指導者の旅費</p> <p>① 日帰り強化 1日1人 1,500円</p> <p>② 県内合宿 1泊1人 6,000円(公共施設利用1泊3,000円)</p> <p>③ 県外派遣 1泊1人 8,000円</p> <p style="text-align: center;">航空運賃実費</p> <p>2. 選手強化に要する競技用消耗品費(強化費内示額の30%を上限とする。)</p> <p>3. 選手強化に要する施設使用料(民間施設を利用する場合のみとする。)</p> <p>4. 指導者を招聘し、実技指導等を依頼する場合の旅費及び謝金</p> <p>5. 県外より、ふるさと候補選手が強化事業等に参加する場合の旅費</p> <p>6. 医科学サポートに要する経費</p>
中学校体育連盟	優秀選手の発掘強化育成事業	<p>1. 交流試合、強化練習、講習会等による選手及び指導者等の旅費</p> <p>① 日帰り 1日1人 1,000円</p> <p>② 県内合宿 1泊1人 6,000円(公共施設利用1泊3,000円)</p> <p>2. 事業推進のための諸会議に要する旅費</p> <p>1日1人 1,000円</p> <p>(但し、離島地域の場合は航空賃・船賃実費、宿泊費1泊7,400円とする)</p>

競技力向上対策事業 事務手続きの流れ



【注意事項】

- ※1 交付申請書の提出 事業開始20日前まで
- ※2 事業対象期間 交付決定日～翌年の2月末まで
- ※3 実績報告書の提出 事業終了後1か月以内または、年度末のいずれか早い日